

第6章 利用ルールと比較と望ましい利用ルール

■ 本章の概要

- ▶ 前章で紹介したCC-BY、CC0、政府標準利用規約（第1.0版）について、情報利用者、情報提供者のそれぞれの視点で比較を行い、どのような利用ルールを採用することが推奨されるかについて記載する。

■ 本章の構成

1. 情報利用者の視点からの比較

◇オープンデータとして公開されているデータを二次利用する者又は機関の視点から利用ルールを比較分析する。

2. 情報提供者の視点からの比較

◇保有するデータをオープンデータとして提供する者又は機関の視点から利用ルールを比較分析する。

3. オープンデータにする際に望ましい利用ルール

◇オープンデータではデータの二次利用を行うことが前提であることから、情報利用者の視点を重視して、望ましい利用ルールとは何かについて検討し、推奨する。

補足：公開されたデータの悪用とその責任について

◇オープンデータで公開した情報については、悪用された際に誰が責任を負うのかということが議論となることから、責任の所在について検討する。

6.1 情報利用者の視点からの比較

■ 情報利用者の視点からは、CC0、CC-BYが利用しやすい

- ▶ CC0は著作権を放棄するため、情報利用者は何の制約もなく二次利用が可能である。また、諸外国のデータとのマッシュアップも容易である。
- ▶ CC-BYは二次利用の際に出典を記載するという条件がついているため、情報利用者はその条件を守る必要がある。マッシュアップに関しては、諸外国でCC-BYを採用している例が多いことから、同じ条件で組み合わせる利用できる場合が多い。
- ▶ 政府標準利用規約（第1.0版）は、禁止事項の追加により二次利用の範囲が必ずしも明確とは言えないため萎縮効果を生む可能性がある。また、CC-BYとの互換性がないため、諸外国のデータとのマッシュアップの際には注意が必要。

	CC0	CC-BY (※)	政府標準利用規約 (第1.0版)
①情報利用者が自由に二次利用できるか	可能	出典記載により可能	出典記載に加え、禁止事項がある
②諸外国のデータ (CC-BYのものが多 い) とのマッシュアップ が容易か	容易	数が多くなると出典記 載が多くなる	CC-BYとの相違点を 理解することが必要

※政府データカタログサイト試行版「DATA.GO.JP」の利用規約に採用されている。